

## 津山中学校・高等学校における校内ルール

令和 5 年 4 月 4 日  
岡山県立津山中学校・高等学校

- 1 生徒の電話番号やメールアドレス等の取扱や、担任・部活動顧問からの生徒への連絡方法について
  - ・教員と生徒間で携帯電話等の番号、メールアドレス（P Cを含む）を相互に教えることはしてはならない。S N S を介してのコンタクトも行なってはならない。
  - ・生徒への緊急連絡等については、「携帯電話等利用校内ルール（改訂版）：平成 27 年 9 月 24 日」に従う。
- 2 携帯電話・スマートフォン等通信機器の扱いについて
  - ・原則として、校内では私用の携帯電話・スマートフォン等を持ち歩かない。
  - ・教育活動上必要がある場合は、事前に管理職に相談すること。
- 3 生徒の写真・ビデオ撮影を行うことについて
  - ・原則として、校務として生徒の写真・ビデオ撮影を行う場合は、学校のカメラ等を使用して行う。
  - ・学校のカメラ等以外を使用して、生徒の写真・ビデオ撮影を行う必要がある場合には、事前に管理職に連絡・相談し、許可を得て行う。
- 4 生徒との個別面談や個別の学習指導の際の対応の在り方や、生徒をやむを得ず自家用車で送っていかなくてはならない場合について
  - ・個別面談等は、ドアを開けておく、他の職員にその旨を伝えておくなどして、密室状態での二人きりの指導は避けること。
  - ・やむを得ず、生徒を自家用車で自宅等に送り届ける場合、事前に保護者に連絡し、了解を得ること。
- 5 生徒の個人情報に係る書類や電子データの入った USB 等をやむを得ず校外に持ち出す場合について
  - ・管理職に連絡し許可を受ける。
  - ・USB 等については、「情報関連機器 持出記録簿」（高校教頭席・中学副校長席）に必要事項を記入すること。
- 6 生徒からの集金などの現金の取扱や、その管理の方法について
  - ・通帳管理を原則とする。やむを得ず現金を一時保管する場合は、管理職に相談し、許可を得た後、中学・高校各職員室の耐火金庫で管理する。